

食品衛生管理者選任・変更届（知事が許可権限を持つもの） 審査基準

【事務の根拠】

食品衛生法（以下「法」という。）第四十八条第八項

第一項に規定する営業者は、食品衛生管理者を置き、又は自ら食品衛生管理者となつたときは、十五日以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、その食品衛生管理者の氏名又は自ら食品衛生管理者となつた旨その他厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。食品衛生管理者を変更したときも、同様とする。

【届出事項等】

食品衛生法施行規則（以下「規則」という。）第四十九条第一項

法第四十八条第八項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名）
- 二 食品衛生法施行令（以下「令」という。）第十三条に規定する食品又は添加物の別
- 三 施設の名称及び所在地
- 四 食品衛生管理者の氏名、住所及び生年月日
- 五 食品衛生管理者の職名、職種及び職務内容
- 六 食品衛生管理者の設置又は変更の年月日

規則第四十九条第二項

前項の届書には、食品衛生管理者の履歴書、法第四十八条第六項各号の一に該当することを証する書面及び営業者に対する関係を証する書面を添えなければならない。

【届書様式等】

食品衛生法施行細則第十五条の二

規則第四十九条第一項の届書は、別記第四号様式による。

参考条項

法第十条

人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める場合を除いては、添加物(天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。)並びにこれを含む製剤及び食品は、これを販売し、又は販売の用に供するために、製造し、輸入し、加工し、使用し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

法第四十八条第一項

乳製品、第十条の規定により厚生労働大臣が定めた添加物その他製造又は加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品又は添加物であつて政令で定めるものの製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置かなければならない。ただし、営業者が自ら食品衛生管理者となつて管理する施設については、この限りでない。

法第四十八条第六項

次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食品衛生管理者となることができない。

- 一 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- 三 都道府県知事の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者
- 四 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)に基づく中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、第一項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に三年以上従事し、かつ、都道府県知事の登録を受けた講習会の課程を修了した者

令第十三条

法第四十八条第一項に規定する政令で定める食品及び添加物は、全粉乳(その容量が千四百グラム以下である缶に収められるものに限る。)、加糖粉乳、調製粉乳、食肉製品、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、放射線照射食品、食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるものに限る。)、マーガリン、ショートニング及び添加物(法第十一条第一項の規定により規格が定められたものに限る。)とする。

第4号様式(第15条の2関係)

年　月　日

東京都知事 殿

住　所

届出者

氏　名

〔法人の場合は、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

食品衛生管理者選任(変更)届

下記のとおり、食品衛生管理者を選任(変更)したので、食品衛生法第48条第8項の規定により届け出ます。

記

食品衛生法施行令第 13条に規定する食品 又は添加物の別			添加物の場合 はその種別	
製造又は加工施設の 名称、所在地	名 称		所在 地	
食 品 衛 生 管 理 者	氏名 生年月日	年　月　日生		
	住　所			
	職　名			
	職　種			
	職　務　内　容			
	選　任　年　月　日			
変　更　の　理　由				

添付書類 1 食品衛生管理者の履歴書

2 食品衛生法第48条第6項各号のいずれかに該当することを証する書面

3 営業者に対する関係を証する書面

(日本産業規格A列4番)